

(航空法施行規則の一部改正)

第九条 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
第十六条の七	第十六条の七
法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一～三 (略)	一～三 (略)
2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上三分身を写した台紙に貼らないもの（縦三センチメートル、横二・四センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。	2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・四センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下この章において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。
一～三 (略)	一～三 (略)
3 (略)	3 (略)
（技能証明の申請）	（技能証明の申請）
第四十二条 (略)	第四十二条 (略)
2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・五センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。）一葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・五センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。）一葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三 (略)	一～三 (略)
3～5 (略)	3～5 (略)

(気象業務法施行規則の一部改正)

第十条 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第一百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
3 (略)	(運動免許の申請) 第五条 (略)		
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真（以下「免許用写真」という。）二枚（第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚）を添付しなければならない。	(運動免許の申請) 第五条 (略)	<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p style="text-align: center;">(運動免許の申請) 第五条 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真（以下「免許用写真」という。）二枚（第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚）を添付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p style="text-align: center;">(運動免許の申請) 第五条 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真（以下「免許用写真」という。）二枚（第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚）を添付しなければならない。</p>
1 二 (略)			

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第十一条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。
第三十七条第一項第十号中「上三分身」を削り、「三・六センチメートル」を「三・〇センチメートル」に改め。
第四号様式を次のように改め。

第4号様式(第48条の13関係)

(表)

旅客自動車運送事業運輸規則 試験受験票		登録番号						
販入 氏名	登録番号	年月日						
国土交通大臣 殿								
郵便番号 住所		電話(通話先)						
<p>(アカウト) 医者 生年月日</p> <p>旅客自動車運送事業運輸規則登録番号 について、旅客自動車運送事業運輸規則登録 番号に第1項の規定により別種許諾を提出し て申請します。</p>								
<p>(通知表)</p> <table border="1"> <tr><td>登録番号</td><td>登録番号</td><td>登録番号</td></tr> </table> <p>旅客自動車運送事業運行管理者試験 結果通知書</p> <p>あなたの運行管理者試験の結果は次の とおりですから、通知します。</p> <table border="1"> <tr><td>登録番号</td><td>登録番号</td><td>登録番号</td></tr> </table> <p>年月日</p>			登録番号	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号
登録番号	登録番号	登録番号						
登録番号	登録番号	登録番号						
<p>写真欄</p> <p>写真の裏面全体 にのりを付けて貼 ること。</p>								

登録番号	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号
登録番号					

注(1) ※の欄は記入しないこと。

- (2) 運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。
- (3) 尺法の単位は、ミリメートルとする。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)
第十三条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
(第一次検定の受検申請)		
<p>第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十 六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲 げる書類を、同項第二号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、</p>	<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十 六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲 げる書類を、同項第二号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十 六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲 げる書類を、同項第二号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、</p>

同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第37条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第37条第一項第二号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正)
タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和四十五年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

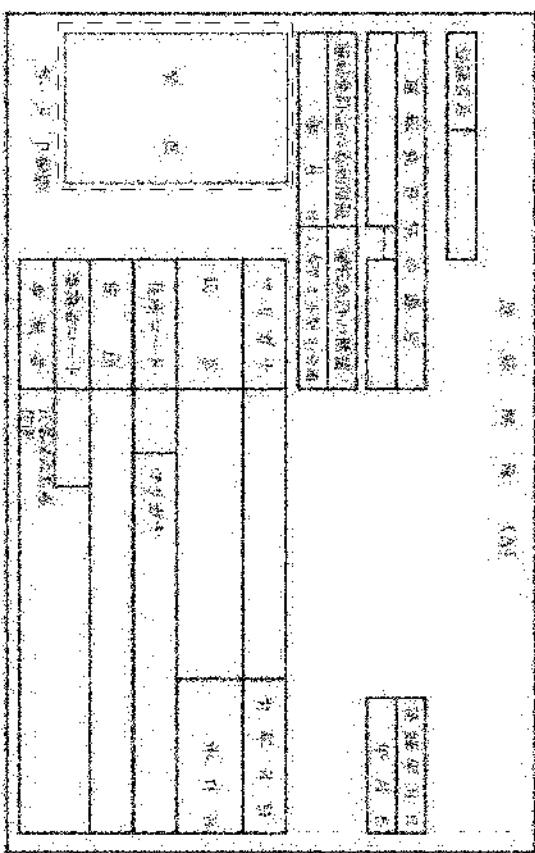
改 正 前

(登録申請書)

第三条 (略)

- 2 法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)とする。

第一号様式(ぞの一)

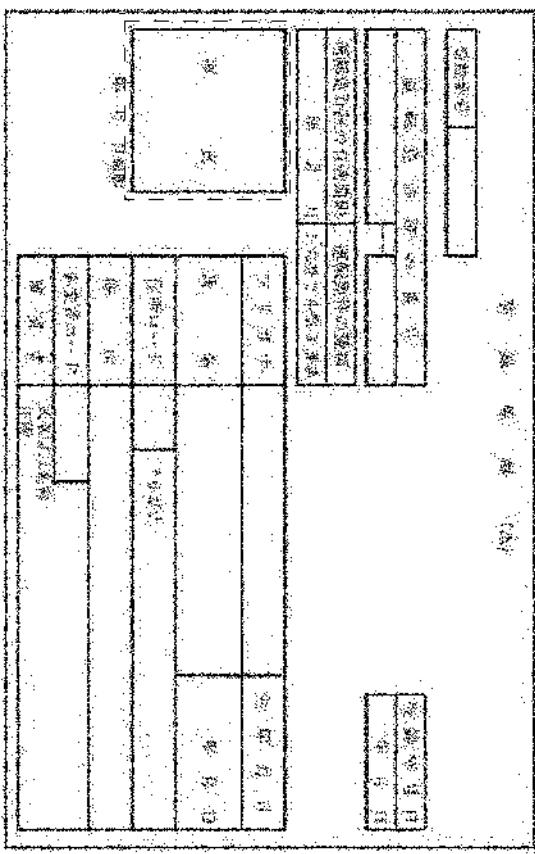


(登録申請書)

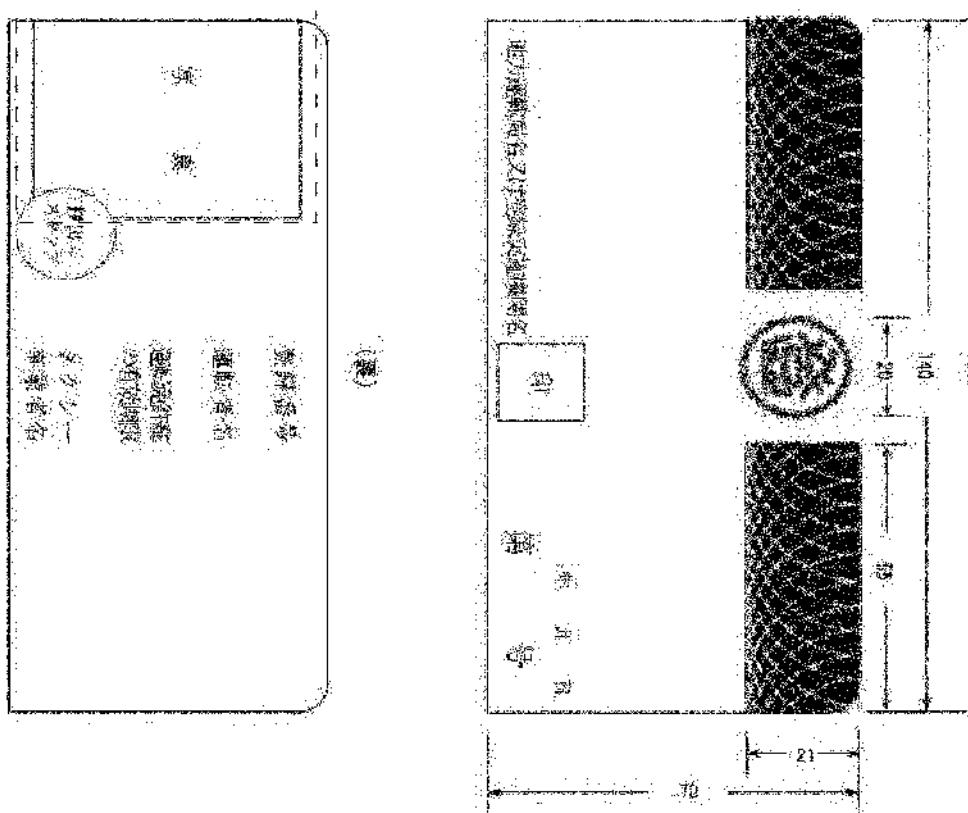
第三条 (略)

- 2 法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添附すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した五センチメートル平方形の単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)とする。

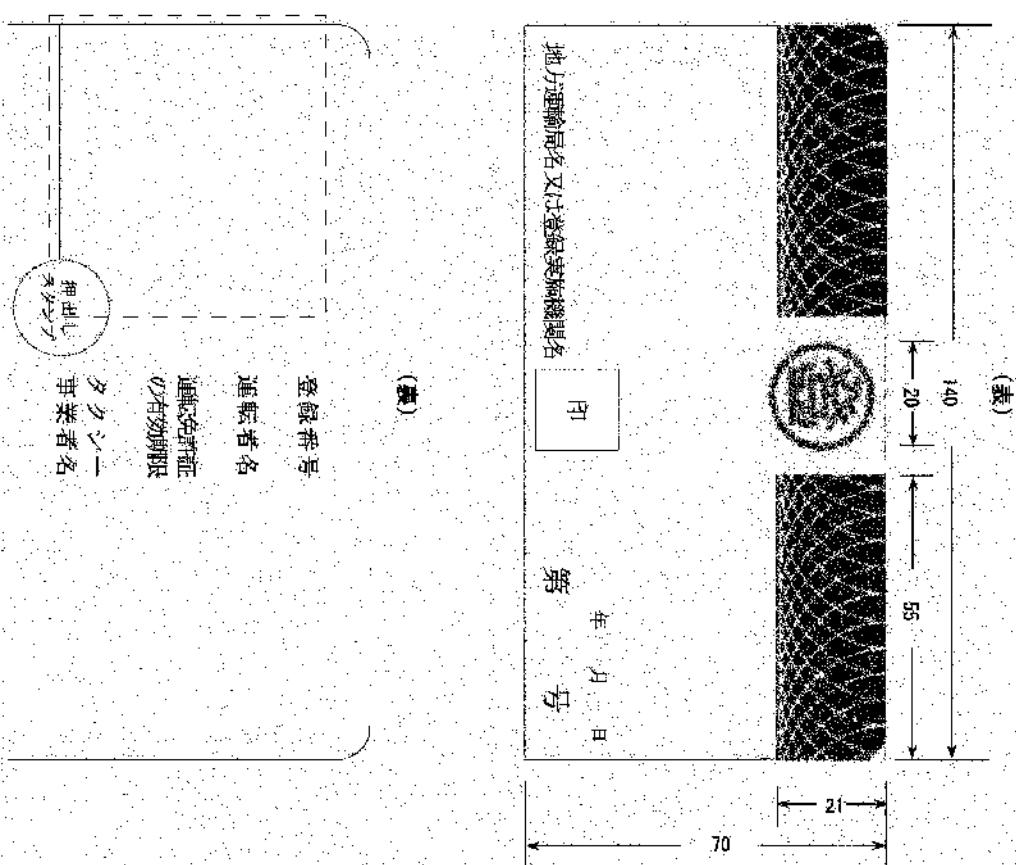
第一号様式(ぞの一)



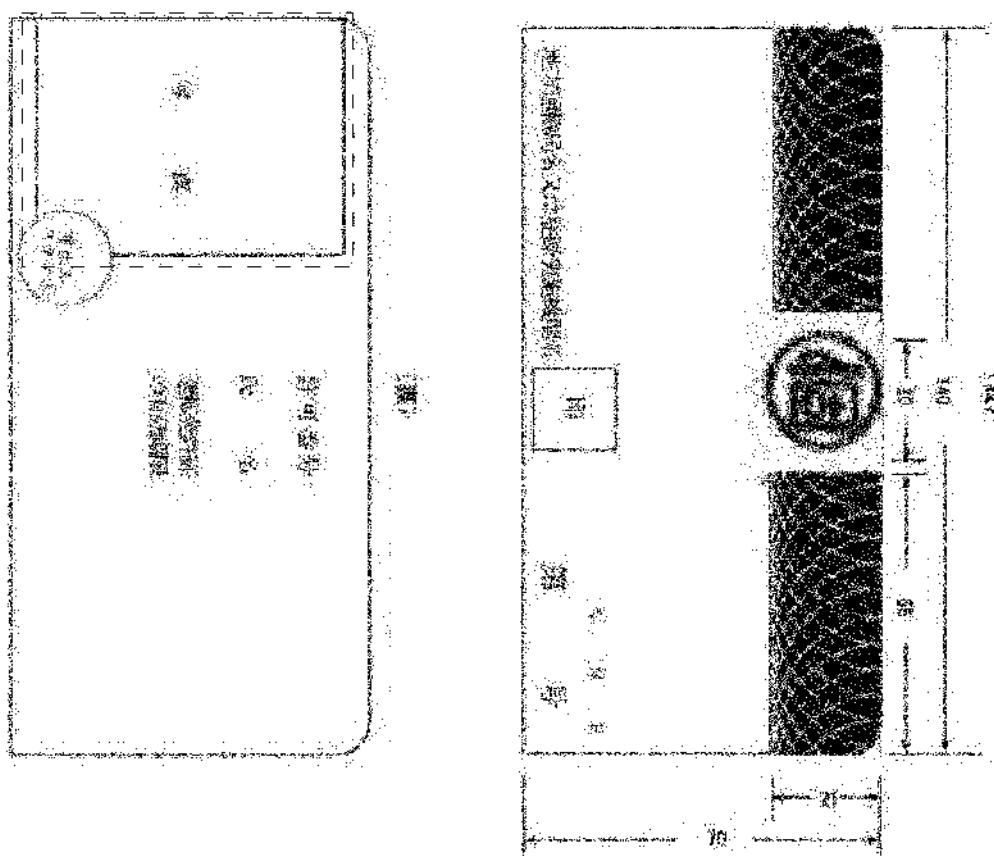
第八号様式



第八号様式

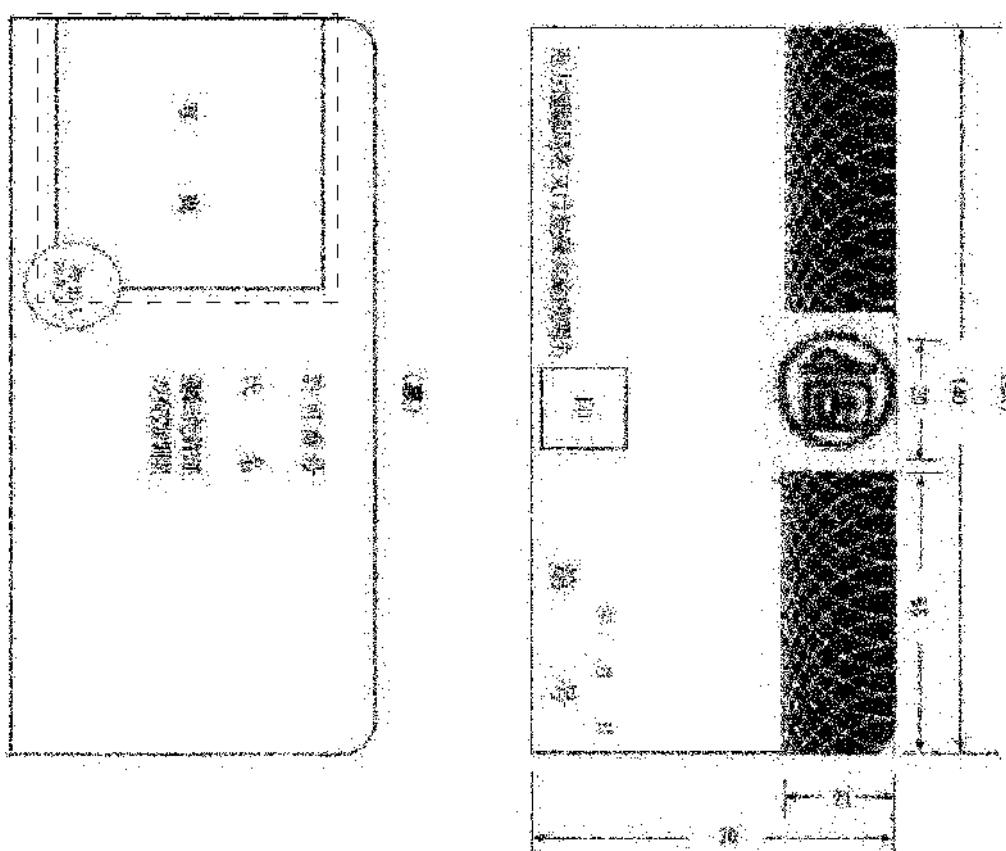
注
(略)

第十三号様式



注 (略)

第十三号様式



注 (略)

(旅行業法施行規則の一部改正)

第十六条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

第十一号様式(第二十九条の四第一項)

第十一号様式(第二十九条の四第二項)

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称

(姓)	氏 名
所轄課業種	
年	月

年 月 日 年 月 日

上記の登録料に別途かかる額内航行業者又は管理業者
地図測量執行業者又は監督業者等の登録料を含む
ることを認める。

(登録料) 年 月 日

(姓)	氏 名
所轄課業種	
年	月

上記の登録料に別途かかる額内航行業者又は管理業者
地図測量執行業者又は監督業者等の登録料を含む
ことを認める。

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
主たる営業所の所在地
代 理 者 氏 名

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
主たる営業所の所在地
代 理 者 氏 名

上記の登録料に別途かかる額内航行業者又は管理業者
地図測量執行業者又は監督業者等の登録料を含むことを認める。

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
主たる営業所の所在地
代 理 者 氏 名

(土地区画整理士技術検定規則の一部改正)
第十七条 土地区画整理士技術検定規則(昭和五十七年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

		改 正 後	改 正 前
(受検申請)	(受検申請)		
第三条 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、別記様式第一による地区画整理士技術検定受検申請書に、令第六十二条の二第一号から第三号までに該当する者うち当該各号に規定する学科を修めたものにあつては第一号及び第二号並びに第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に掲げる学科を修めなかつたものにあつては第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第四号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げる書類を、同条第五号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(地区画整理士技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの地区画整理士技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定検定機関であるときは、指定検定機関)に提出しなければならない。	第三条 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、別記様式第一による地区画整理士技術検定受検申請書に、令第六十二条の二第一号から第三号までに該当する者うち当該各号に規定する学科を修めたものにあつては第一号及び第二号並びに第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に掲げる学科を修めなかつたものにあつては第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第四号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げる書類を、同条第五号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(地区画整理士技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの地区画整理士技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定検定機関であるときは、指定検定機関)に提出しなければならない。		
一・五 (略)	一・五 (略)		
六 申請前六月以内に、脱帽して正面から写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五七 ンチメートルのもの	六 申請前六月以内に、脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦五・五センチメートル横 四センチメートルのもの		
2 (略)	2 (略)		
改 正 後	改 正 前		
(受検申請)	(受検申請)		
第十八条 地区画整理士に関する省令(昭和五十九年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。	第十八条 地区画整理士に関する省令(昭和五十九年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。		
2 (略)	2 (略)		
改 正 前	改 正 後		
(受検申請)	(受検申請)		
第十一条 試験を受けようとする者は、受検申請書に、第八条第一号から第三号までのいずれかに該当する者にあつては第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第四号に該当する者にあつては第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第一号から第四号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(受検申請書の受理に関する事務を行う者が法第四十三条第四項に規定する指定試験機関(以下単に「指定試験機関」という。)という。)であるときは、指定試験機関に提出しなければならない。	第十一条 試験を受けようとする者は、受検申請書に、第八条第一号から第三号までの「に該当する者にあつては第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第四号に該当する者にあつては第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第一号から第四号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(受検申請書の受理に関する事務を行う者が法第四十三条第四項に規定する指定試験機関(以下単に「指定試験機関」という。)であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。		
一 第八条第一号から第三号までのいずれかに該当する学校を卒業したこと及び指定学科を修めたことを証する証明書(その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適當な書類)	一 第八条第一号から第三号までの「に該当する学校を卒業したこと及び指定学科を修めたことを証する証明書(その証明書を得ことができない正当な理由があるときは、これに代わる適當な書類)		
二・三 (略)	二・三 (略)		
四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ四 センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの	四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、 横の長さ四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの		

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)
 第十九条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第32条関係)

(表)

運行管理者試験受験申請者 年齢		運行管理者試験受験者理屈に運 行管理者試験結果通知書
姓 名 (フリガナ)	年齢 番 号 貼 紙	
運行管理者試験受験票を交付するので、貨物自動車運送事業者登録証を交付して申請します。		写真欄 写真の裏面全体に印字を付けて貼ること。
あなたの運行管理者試験の結果は次のとおりですから、通知します。		
申 出 年 月 日 年 月 日	試 験 日 期 令 年 度 合 計	写 真 欄 写 真 の 裏 面 全 体 に 印 字 を 付 け て 貼 る こ と

149

148

74

39

142

148

(裏)

運行管理者試験受験票			
□	□	□	□
□	□	□	□
□	□	□	□
□	□	□	□

注 (1) ※の欄は記入しないこと。

- (2) 運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。
- (3) 尺寸の単位は、ミリメートルとする。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前										
2 (略)	<p style="text-align: center;">(管理業務主任者証交付の申請)</p> <p>第七十三条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「管理業務主任者証用写真」という。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(管理業務主任者証交付の申請)</p> <p>第七十三条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「管理業務主任者証用写真」という。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>										
2 (略)	<p style="text-align: center;">(国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二十一条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改 正 後</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(帳簿の備付け)</td><td style="padding: 5px;">(帳簿の備付け)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第九条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。</td><td style="padding: 5px;">第九条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一・三 (略)</td><td style="padding: 5px;">一・三 (略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真を貼り付けた運転代行業務従事者の名簿</td><td style="padding: 5px;">四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦三・六センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真をはり付けた運転代行業務従事者の名簿</td></tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	(帳簿の備付け)	(帳簿の備付け)	第九条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。	第九条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。	一・三 (略)	一・三 (略)	四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真を貼り付けた運転代行業務従事者の名簿	四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦三・六センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真をはり付けた運転代行業務従事者の名簿	
改 正 後	改 正 前											
(帳簿の備付け)	(帳簿の備付け)											
第九条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。	第九条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。											
一・三 (略)	一・三 (略)											
四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真を貼り付けた運転代行業務従事者の名簿	四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦三・六センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真をはり付けた運転代行業務従事者の名簿											

(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第二十二条 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別紙第一号様式(第九条の二関係)

観光圏内指定旅行業者取扱管理者就任登録	
(姓 名 等 記入欄)	氏 名 (姓 名 等 記入欄)
所屬営業所	所屬営業所
上記の営業所に新規で観光圏内指定旅行業者取扱管理者であることを認める。	
(捺印栏)	氏 名 (姓 名 等 記入欄)
上記の営業所に所属する観光圏内指定旅行業者取扱管理者であることを認める。	
(捺印栏)	氏 名 (姓 名 等 記入欄)
観光圏内指定旅行業者取扱管理者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代 表 者 氏 名	

別紙第二号様式(第九条の二関係)

観光圏内指定旅行業者取扱管理者就任登録	
(姓 名 等 記入欄)	氏 名 (姓 名 等 記入欄)
所屬営業所	所屬営業所
上記の営業所に新規で観光圏内指定旅行業者取扱管理者であることを認める。	
(捺印栏)	氏 名 (姓 名 等 記入欄)
上記の営業所に所属する観光圏内指定旅行業者取扱管理者であることを認める。	
(捺印栏)	氏 名 (姓 名 等 記入欄)
観光圏内指定旅行業者取扱管理者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代 表 者 氏 名	

(国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正)
第二十三条 国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則(平成二十六年国土交通省令第四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別紙第一号様式(第六条関係)

奄美群島内限定旅行業者取扱監理者登録
 氏名 (年月日生)

(年
月
日
生)
 所属営業所

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業者取扱監理者であることを証する。

(発行日) 年 月 日

奄美群島内限定旅行業者取扱監理者の氏名又は名称
 たる会員登録の所生地
 代表者 氏名

別紙第二号様式(第六条関係)

奄美群島内限定旅行業者取扱監理者登録
 氏名 (年月日生)

(年
月
日
生)
 所属営業所

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業者取扱監理者であることを証する。

(発行日) 年 月 日

奄美群島内限定旅行業者取扱監理者の氏名又は名称
 たる会員登録の所生地
 代表者 氏名

(小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正)
第二十四条 小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則(平成二十六年国土交通省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別記第四次様式(第十条関係)

別記第四次様式(第十条関係)

小笠原諸島内認定旅行業者取扱管理会社

(予 约)

氏 名

(年 月 日生)

河野 肇

上記の営業所に所属する小笠原諸島内認定旅行業者
取扱管理者であることを証する。

(捺印) 佐藤 一

小笠原諸島内認定旅行業者の氏名又は名称
土居の営業所の所在地
代表者 氏名

附 則

(施行期日) 令和五年一月二十八日から施行する。

(経過措置) この省令は、令和五年一月二十八日による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。